薬粧連合 見舞金

【見舞金の給付範囲】

（１）組合員死亡または所定の高度障害状態になった場合。

（２）病気休業：休業が連続して３０日間（休日、休暇を通算）以上の場合。

（３）負傷休業：休業が連続して３０日間（休日、休暇を通算）以上の場合。

（４）住宅被災：組合員の住居。（単身赴任の場合は現住居および家族の住居）

（５）配偶者死亡：配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚、同性パートナー）にあった者を含むものとする。

（６）家族死亡：不時の災害（病死以外、死産も含む）で死亡した場合とし、家族の範囲は次のとおり。

①組合員の１親等の血族（実養父母、実養子）

②組合員と同居の２親等の血族（兄弟姉妹、実養祖父母、孫）

【見舞金の適用区分】（別表１）

（１）死亡（高度障害）申請

（２）休業申請

　　　病気休業、負傷休業の見舞金については、同一傷病に起因する場合は１回限りとする。ただし、前回給付の確定日から５年を超えているものは給付する。

（３）住宅被災

住宅被災の被災区分

①火災や風水害による被災を対象とし、地震による被災は除く。

②物置、倉庫など住宅以外の付属物は被災の対象にしない。

③全損

建物の主要構造部の損害の額が、その建物の価額の５０％以上である損害または

建物の焼失もしくは流出した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合

が７０％以上である損害。

④半損

建物の主要構造部の損害の額が、その建物の価額の２０％以上５０％未満である

損害または建物の焼失もしくは流出した部分の床面積のその建物の延べ床面積に

対する割合が２０％以上７０％未満である損害。

　　　⑤床上浸水

　　　　居住の用に供する部分の床を越える浸水。

【見舞金の併給】

（１）同一災害によって、２つ以上の給付事由（住宅被災と家族死亡など）を有する場合も

見舞金は併給する。

（２）組合員が連続３０日間以上傷病休業ののち死亡した場合は、傷病休業見舞金と組合員

死亡見舞金を併給する。

【申請の手続】

（１）給付申請者は組合員本人とする。ただし、組合員本人死亡等の場合は家族または配偶

者が申請する。

（２）見舞金の給付申請は、見舞金給付申請書（別紙）に必要事項を記入し、所属の単組を

通じて薬粧連合へ申請する。

（３）負傷休業給付については、休業が連続して３０日間を経過した後に申請を行う。

【申請書の必要添付書類】

（１）組合員死亡

生命保険会社所定の「保険金・給付金請求書」、医師の死亡診断書または死体検案書、

コピーの場合は被保険者の死亡の記載のある住民票（マイナンバー記載のないもの）

または戸籍抄本の原本、保険会社所定の「在籍証明書」。

（２）組合員が高度障害状態に該当した場合

生命保険会社所定の「在籍証明書」、医師の「障害診断書」。

（３）配偶者死亡

除籍謄本など組合員の配偶者が死亡したことが証明できる書類。配偶者が組合員と戸籍上の婚姻関係にない者の場合は、住民票などの同居が証明できる書類。

（４）病気休業および負傷休業

医師の診断書など、傷病で連続３０日間以上休業したことが確認できる書類。診断書で連続３０日間以上の休業が証明できない場合は、会社の発行する休業証明書などを添付すること。

（５）住宅被災

①市区町村長、消防署長、警察署長の証明書など被災とその程度が確認できる書類。

被災程度の証明が的確に表現されていない場合は、所属する加盟組合の代表者の

被災状況報告書を添付すること。

②被災住宅と組合員の所有または居住関係が明らかでない場合は、住民票などその

関係を明らかにする書類を添付すること。

（６）家族死亡

警察署の死体検案書など「不時の災害」（病気以外）で死亡したことが確認できる書

類、および第４条第６号の家族の範囲が確認できる除籍謄本など。

（７）業務上および通勤途上災害

（１）（２）（４）の添付書類以外に、労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告書

の写しなど、被害の状況が確認できる書類。

